

京 都 大 学 環 境 安 全 保 健 機 構 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学環境安全保健機構規程</b> (平成17年達示第6号)</p> <p>(前 略) (機構長)</p> <p>第3条 機構に、機構長を置く。 2 機構長は、本学の専任教授のうちから、総長が指名する。 3 機構長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 機構長は、機構の所務を掌理する。 5 機構長は、<u>本学の環境安全保健政策等について、担当の理事を補佐し適切な助言を行う。</u></p>	<p>(機構長)</p> <p>第3条 } 2 } (同 左)</p> <p>3 機構長の任期は、<u>2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。</u> 4 <u>機構長は、再任されることがある。</u> 5 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学国際交流推進機構規程</b> (平成17年達示第11号)</p> <p>(前 略) (機構長)</p> <p>第3条 機構に、機構長を置く。 2 機構長は、本学の専任教授のうちから、総長が指名する。 3 機構長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 機構長は、機構の所務を掌理する。 5 機構長は、<u>本学の国際交流の推進等について、国際交流担当の理事を補佐し、適切な助言を行う。</u></p>	<p>(機構長)</p> <p>第3条 } 2 } (同 左)</p> <p>3 機構長の任期は、<u>2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。</u> 4 <u>機構長は、再任されることがある。</u> 5 (同 左)</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学情報環境機構規程</b> (平成17年達示第13号)</p> <p>(前 略) (機構長)</p> <p>第3条 機構に、機構長を置く。 2 機構長は、本学の専任教授のうちから、総長が指名する。 3 機構長の任期は、<u>2年とし、再任を妨げない。</u></p> <p>4 機構長は、機構の所務を掌理する。 5 機構長は、<u>本学の情報基盤の充実等について、担当の理事を補佐し、適切な助言を行う。</u></p>	<p>(機構長)</p> <p>第3条 } 2 } (同 左)</p> <p>3 機構長の任期は、<u>2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。</u> 4 <u>機構長は、再任されることがある。</u> 5 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学産官学連携本部規程 (平成19年達示第43号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 本部に、本部長を置く。</p> <p>2 本部長は、本学の<u>研究担当理事をもって充てる。</u></p> <p>3 本部長は、本部の所務を掌理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>2 本部長は、本学の<u>理事又は教職員のうちから、総長が指名する。</u></p> <p>3 本部長の任期は、2年の範囲内で総長が定める。 <u>ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。</u></p> <p>4 本部長は、<u>再任されることがある。</u></p> <p>5 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規程は、平成20年11月1日から施行する。</p>